

玉村町立玉村小学校

危機管理マニュアル

玉村小学校安全部 作成

H25年12月	改訂
H28年3月	一部変更
H30年3月	一部変更・追加
H30年8月	29-②追加
R2年度3月	7-②追加
R3年度8月	一部変更・追加

目次

I 章 危機管理とは何か

1 危機管理の目的	1
2 危機管理のプロセス	
3 危機発生時の緊急対応	
(1) 緊急対応にけるポイント	
(2) 緊急保護者会の開催	2
(3) 報道機関への対応	3

II 章 具体的な場を想定して

1 学校保健	
(1) 授業中の事故	5
(2) 登下校中の事故	6
(3) インフルエンザ（新型・季節性）	7
新型コロナウイルス感染症発生時の対応	7-②
(4) 食中毒	8
(5) 光化学スモッグ	9
(6) 飲料水汚染	10
(7) 熱中症	11
(8) 食物アレルギー	12
2 学校火災	13
3 不審者侵入	
(1) 学校における不審者への対応	14
(2) 登下校時における不審者への対応	15
4 自然災害	
(1) 台風・大水・大雪等	16
(2) 地震	
①学校内での活動中	17
②学校外での活動中	25
③登下校中	27
④地震発生後の対応	29
(3) 風水被害	
①雷鳴	29-②
②下校時に、急な大雨（ゲリラ豪雨）が起きた場合	30
③竜巻が発生した場合	31
(4) 弾道ミサイル発射時の行動について	32
5 社会的災害	
(1) 交通事故・誘拐・痴漢等	33
6 問題行動	
(1) いじめ・不登校・盗み等	34
7 教職員に関わるもの	
(1) 交通事故	35
(2) 情報漏洩	36
引き渡しの際の動きについて	37

I 章 危機管理とは何か

1 危機管理の目的

次の目的に沿って、危機管理マニュアルを作成し対応していく。

- (1) 子どもと教職員の生命を守ること。
- (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること。
- (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること。

2 危機管理のプロセス

以下のプロセスを踏まえ、危機管理マニュアルを作成し対応していく。

(1) 危機の予知・予測

過去に発生した事例から、その危険発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努めること。また、児童や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努めること。

(2) 未然防止に向けた取組

日頃から、一人一人の児童への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うこと。また、児童、保護者、地域の人々からの情報収集により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行うこと。

(3) 危機発生時の対応（緊急対応）

危機が発生した場合、適切な対応により、児童、教職員の生命や身体を守るとともに、被害を最小限にとどめること。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していくこと。また、未然防止に向けた取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努めること。

3 危機発生時の緊急対応

(1) 緊急対応におけるポイント

① 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

② 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況判断し、全職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての確な指示を行う。また、教職員からの報告・連絡が

円滑に行えるよう、管理職は所在を明らかにしておく。

③ 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故発生時、周囲にいた児童から可能な限り正確に聞き取った情報を整理し要点を文章化する。そして、教職員でその情報の共有化を図る。

④ 組織的な対応

対策本部での決定事項を、その構成員である教師が速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。止むを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に報告するなど、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

⑤ 教育委員会への支援要請

危機発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりする。

⑥ 保護者・地域社会との連携

P T A役員や地域関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、児童及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。

⑦ 関係機関との連携

警察、消防署、児童相談所、保健所等の関係機関と連携を図り、今後の対応に関する助言や支援を得る。

⑧ 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせが殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する必要がある。**保護者には緊急連絡メールにて状況や対応を伝える。また、メールが活用できない場合も考えられるので、「災害時の児童の帰宅について」のお知らせを定期的に配布し、混乱を避ける。さらに、教職員の所有する携帯電話を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要がある機関に番号を伝え、非常用電話として利用することも考える。**

⑨ 報道機関への対応

報道機関からの取材に対しては、窓口を校長又は教頭とするとともに、教育委員会からの助言を得ながら対応する。

(2) 緊急保護者会の開催

① 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育委員会やP T A役員等と連携を図り、次のような点を考慮した上で判断する。

- ・ 事件・事故が当事者だけでなく、他の児童及び保護者に与える影響が大きい。

- ・ 児童及び保護者に、不安や学校に対する不安感が高まっている。または高まる可能性がある。

② 目的

- ・ 事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- ・ 学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求める。
- ・ 学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

③ 実施上の留意点

- ・ 説明内容に十分な準備
学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。
- ・ 個人情報への配慮
事件・事故にかかわる児童への人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。
- ・ 教職員の共通理解
管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。
- ・ 誠意ある対応
保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。
- ・ 教育委員会・PTA役員との連携
開催日・内容等について、教育委員会やPTA役員と事前に協議する。必要な場合には、助言や職員の保護者会への同席を、教育委員会に依頼する。

(3) 報道機関への対応

① 情報の公開

個人情報や人権に最大限配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなど誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合には、その旨を説明し理解を求める。

② 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

③ 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

④ 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関しての依頼を文書等により行う。

- ・ 校内の立ち入りに関して
- ・ 取材場所、時間に関して
- ・ 児童や教職員への取材に関して

⑤ 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。

⑥ 取材の意図の確認及び準備

あらかじめ取材の意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるよう準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

⑦ 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

⑧ 教育委員会との連携

記者会見を開く際の留意事項について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

⑨ 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営に混乱が生じないように考慮した上で決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

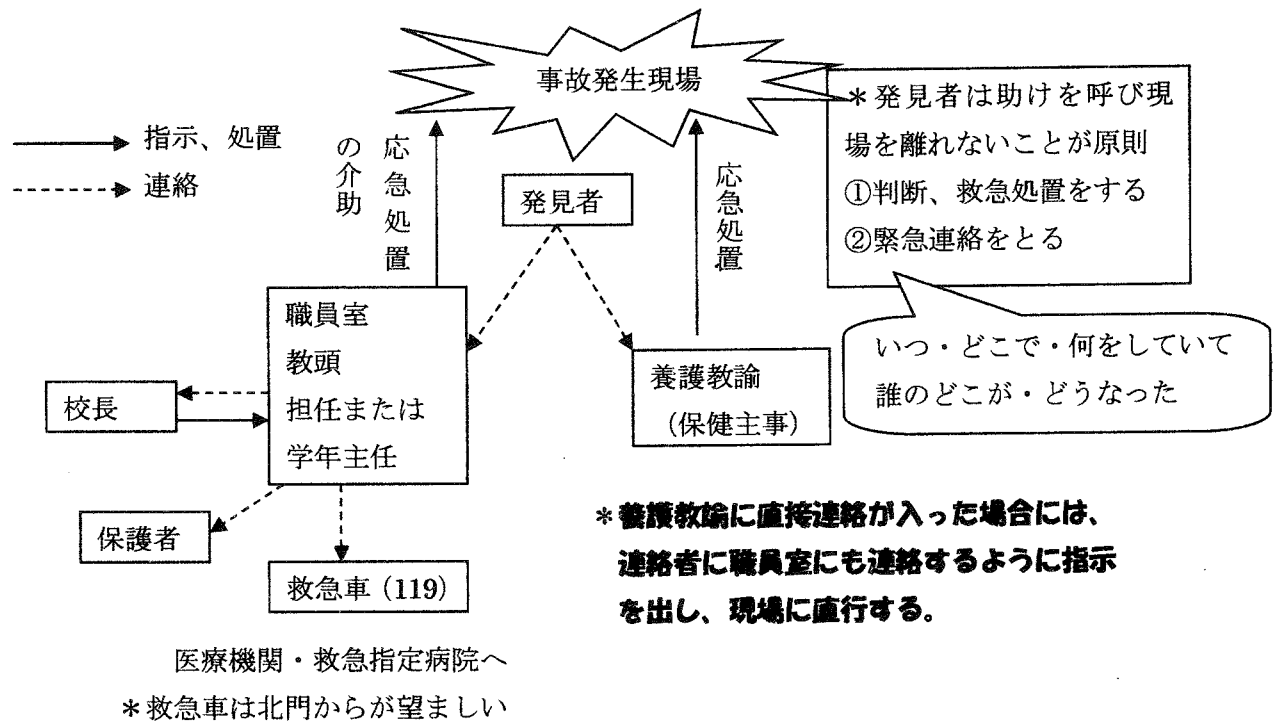
II 章 具体的な場を想定して

1 学校保健

(1) 授業中の事故

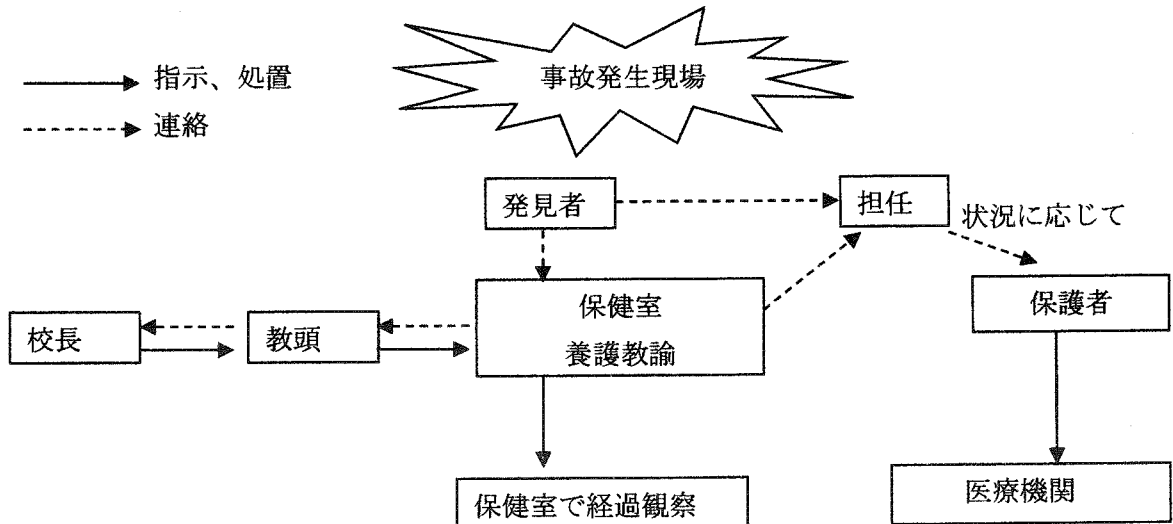
①緊急を要する場合（生死に関わる呼吸停止、大出血、心臓発作など）

予防教育…各担任もしくは教科担任



②多少時間にゆとりのある場合（手足の骨折や捻挫、頭を打ったときの怪我など）

予防教育…各担任もしくは教科担任

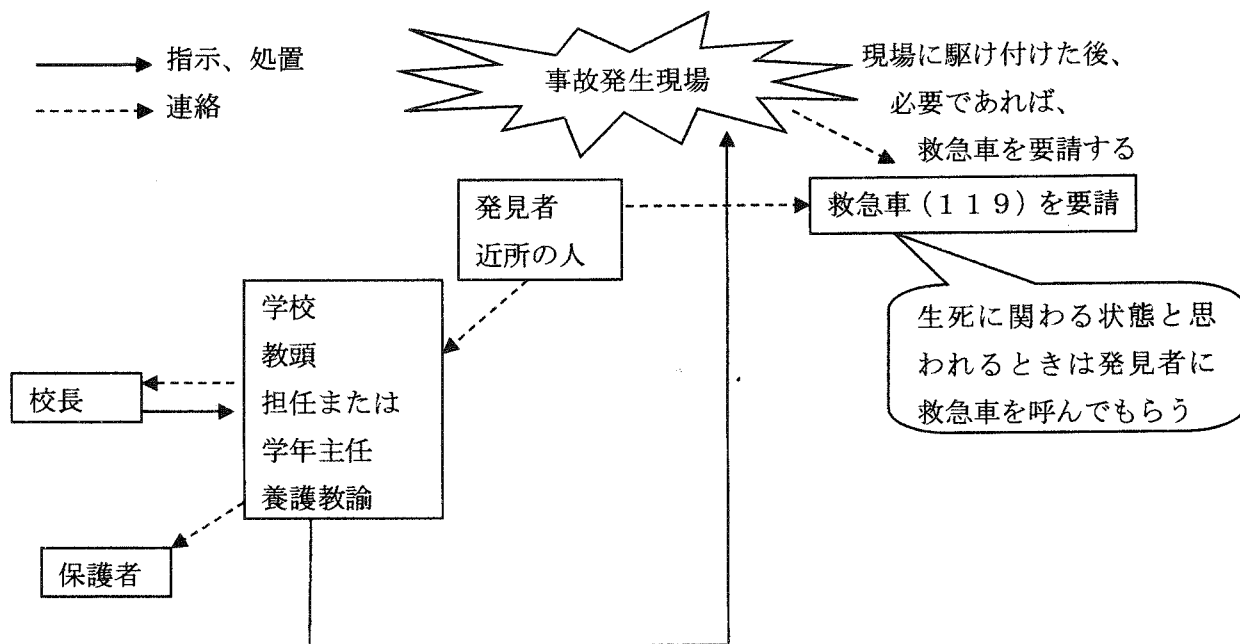


* 医療機関を受診した場合は、後日スポーツ振興センターの手続きを行う

(2) 登下校中の事故 (交通事故は別項)

①緊急を要する場合 (生死に関わる呼吸停止、大出血、心臓発作など)

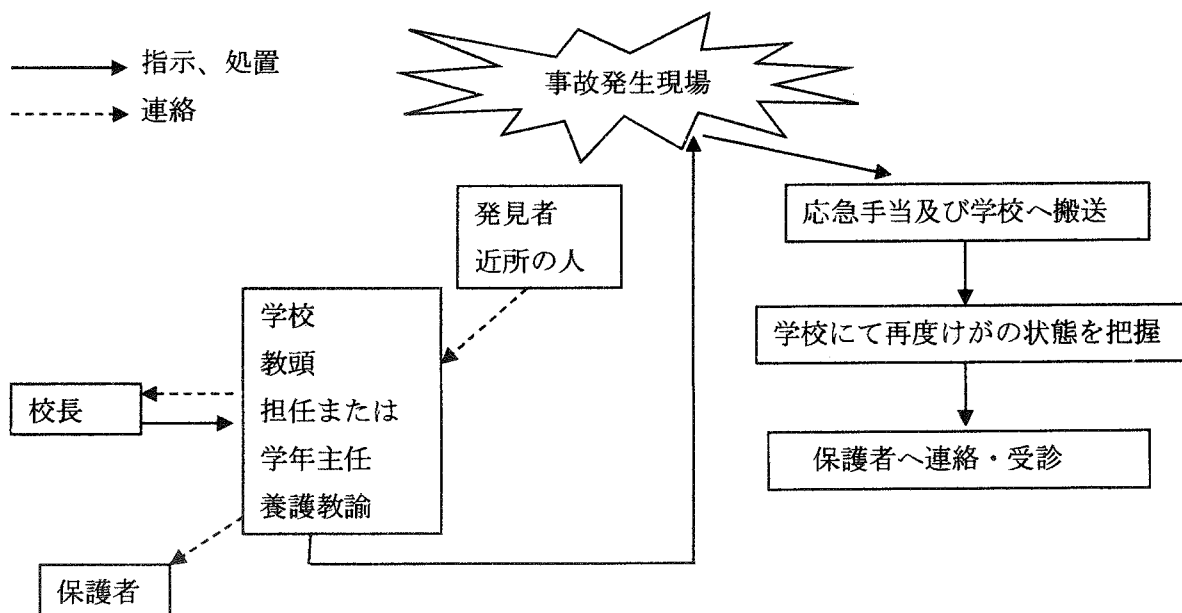
予防教育…各担任、学校職員



発見者から連絡を受けたら、関係職員で現場に向かう (車)

②多少時間にゆとりのある場合 (手足の骨折や捻挫、頭を打ったときの怪我など)

予防教育…各担任、学校職員



発見者から連絡を受けたら、関係職員で現場に向かう (車)

*医療機関を受診した場合は、後日スポーツ振興センターの手続きを行う

(3) インフルエンザ（新型・季節性）

担任による朝の健康観察

○健康観察表に有症状者や欠席理由を記入…頭痛や咽頭痛・せきなども必ず記入



○20分休みまでに保健室に提出……………養護教諭による学校全体の把握

- ・インフルエンザによる欠席者がクラスの15%を超えたとき →検温
- ・インフルエンザによる欠席者がクラスの20%を超えたとき →検温、学校医に相談
- ・新型インフルエンザによる欠席者がクラスの10%を超えたとき→検温、学校医に相談



○管理職へ報告（養護教諭）……………学校全体の様子、検温の様子、管内の様子



○学校医へ報告、相談（養護教諭）……………学校全体の様子、検温の様子、管内の様子



措置が必要なとき

○20分休みに関係職員で相談……………欠席状況及び学校医の意見を報告（養護教諭）
意見交換（今後の推移、帰宅後の過ごし方など）

校長・教頭・教務・保健主事・養護教諭
該当の学級担任・該当の学年主任

*石坂学校医
TEL：0270-64-8033
FAX：0270-64-8034
*保健福祉事務所
TEL：0270-25-5066
FAX：0270-24-8842

・ 学校長の最終判断により決定する

〈授業変更（当日早帰り）をする場合〉

管理職

- 家庭への通知書作成
- 教育委員会への連絡
- 児童館への連絡

養護教諭

- 家庭へのお知らせ作成
- 学校医への連絡
- 管内小中学校への情報提供

該当の学級担任

- 欠席児童への電話連絡
- 教務主任
- 該当クラスへメール送信

*早帰りのときは児童館へ行かない

〈学級閉鎖をする場合〉

管理職

- 家庭への通知書作成
- 教育委員会への連絡
- 児童館への連絡
- 給食主任へ連絡

養護教諭

- 家庭へのお知らせ作成
- 学校医への連絡
- 管内小中学校への情報提供

該当の学級担任

- 欠席児童への電話連絡
- 教務主任
- 該当クラスへメール送信
- 給食主任
- 給食センターへ連絡

*学校閉鎖の時も児童館へ行かない

学校における新型コロナウイルス感染症罹患発生時の対応

玉村町立玉村小学校

児童生徒、教職員の感染が判明した場合

児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合

学校に連絡→管理職に報告→関係機関に報告

報告

報告

助言
指導

報告

学校医 すこやかクリニック
(64-8033)

玉村町教育委員会
65-7713

伊勢崎保健福祉事務所
情報共有 25-5066

- 児童(含む疑い)→出席停止
- 教職員(含む疑い)→病欠休暇、在宅勤務
職免等

◇感染者が出た場合、学校全体の臨時休業などの対応

- ◇校舎内の消毒(保健所と連携)
- ◇所属学級等の健康観察強化、把握
- ◇保護者等への状況聞き取り対応
(保健所、必要があれば担任・養護教諭等)
状況聞き取り用紙(別紙)に記録
- ◇報道対応等(管理職←町教委指導助言)

- 児童→出席停止(状況により対応確認)
(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間)
→所属学級は、学級閉鎖等の対応を検討
- 教職員→特別休暇、在宅勤務、職免等

- ◇所属学級等の健康観察強化、把握
- ◇保護者等への状況聞き取り対応
(保健所、必要があれば担任・養護教諭等)
状況聞き取り用紙(別紙)に記録
- ◇報道対応等(管理職←町教委指導助言)

■症状の重さや、学校における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考慮して所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

罹患者等のプライバシー保護及び人権的配慮に十分留意を!

- ◇当該児童生徒、教職員等への偏見、差別等の不利益が生じないよう特段の配慮をする。
- ◇聞き取りの際は、保護者やご家族の不安な状況に配慮し、可能な範囲で行う。
- ◇記録文書報告の際は、パスワードをかける。

<参考>

○学校保健安全法

第19条(出席停止) 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又かかる恐れのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

第20条(臨時休業) 学校の設置者は、感染症の予防上必要がある時は臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○新型コロナ感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月17日改訂版)

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和2年12月3日)

○群馬県 学校再開に向けたガイドライン[改訂版](令和2年5月)

(4) 食中毒

学校給食で集団食中毒が発生した場合

○児童からの訴え（腹痛、下痢、嘔吐など）



○学級担任による状況把握（緊急性の有無、有症状者の人数、症状の程度など）



○養護教諭へ連絡……有症状者への手当て（検温、問診、介助をしながら児童の様子を把握）

・緊急性のある場合は救急車を要請（意識混濁、呼びかけに反応しないなど）

・有症状者は保護者に連絡し迎えに来てもらう

→医療機関を受診してもらい、結果を学校へ知らせてもらう



○管理職へ連絡（養護教諭）……緊急性の有無、有症状者の人数、症状の程度など



○学校医へ報告及び相談（養護教諭）……状況報告、今後の対応について



措置が必要時

○関係職員で相談……状況及び学校医の意見を報告（養護教諭）、意見交換（今後の推移・帰宅後の過ごし方）

校長・教頭・教務・保健主事・養護教諭
該当の学級担任・該当の学年主任

・ 学校長の最終判断により決定する

《授業変更（当日早帰り）をする場合》

管理職

家庭への通知書作成
教育委員会への連絡
児童館への連絡

養護教諭

家庭へのお知らせ作成
学校医への連絡
管内小中学校への情報提供

該当の学級担任

欠席児童への電話連絡
健康な児童への指導
（うがい・手洗い等）

*早帰りの時は児童館へ行かない。

教務主任

該当クラスへメール送信

《学級閉鎖をする場合》

管理職

家庭への通知書作成
教育委員会への連絡
児童館への連絡
給食主任へ連絡

養護教諭

家庭へのお知らせ作成
学校医への連絡
管内小中学校への情報提供
保健福祉事務所への連絡

該当の学級担任

欠席児童への電話連絡
教務主任

該当クラスへメール送信
給食主任

給食センターへ連絡

*学級閉鎖の時も児童館へ行かない

○学級担任は、入院している児童や欠席している児童について訪問し、見舞いをするともに児童の容態を確認する。

*石坂学校医
TEL : 0270-64-8033
FAX : 0270-64-8034
*保健福祉事務所
TEL : 0270-25-5066
FAX : 0270-24-8842

○管理職は、対策委員会を設置し学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組めるようにする

- ・保健所や教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力し、特に立ち入り検査がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する

《保護者への対応》

- ・保護者に対しては、PTA役員会や保護者説明会などを設け、事実を説明し、児童の健康調査や検便などの各種調査への協力を依頼する

《発生後の対応》

- ・児童に対して緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識や手洗いの励行、ハンカチの携帯、給食当番をするときの留意点、衛生習慣の徹底などの健康管理に関する指導を行う
- ・重症であった児童には、登校後も健康管理に関する指導を行う
- ・罹患児童がそのことでいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める
- ・食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因の除去及び再発防止に努める

(5) 光化学スモッグ

○管理職は、体育の授業中や休み時間に光化学スモッグ発生の発令が出たら、屋内に入るよう指示する

※下校時に発生した場合は、なるべく屋内で待機させてから下校させる

○屋内にいる場合も、風の向きを考え窓やカーテンを閉める

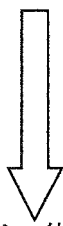


○目が痛い、のどが痛いなどの症状が出た場合は、目を洗ったりうがいをさせたりするなどの処置を行い、安静にさせておく

○症状が良くなならない、ひどくなったという場合は保護者に連絡し医療機関を受診させる

(6) 飲料水の汚染

○管理職はただちに水道水の使用を禁止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する



学校に水の確保は無し。有事の際（当日のみ）には以下の方法で確保する。

①量販店で購入…両水（☎65-5501）・フレッセイ玉村店（☎64-0222）
とりせん玉村店（☎64-6306）・アバンセ玉村店（☎64-5678）

②大塚食品に直接依頼（事前の連絡が必要）

○養護教諭は、体調不良を訴える児童や教職員に対し問診や調査を行い、必要に応じて医療機関を受診させる→結果を学校へ知らせてもらう



○養護教諭は、水道水を飲用した児童及び教職員について体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べ、調査一覧表を作成する



○管理職へ報告（養護教諭）……………学校全体の様子、緊急性の有無、症状の程度



○学校医へ報告、相談（養護教諭）……………学校全体の様子、症状の程度など

○学校薬剤師へ報告、相談、検査依頼（養護教諭）…学校全体の様子、症状の程度等



○関係職員で相談……………状況及び学校医の意見を報告（養護教諭）、意見交換（今後の対応について）



・ 学校長の最終判断により決定する

校長・教頭・教務・保健主事・養護教諭・
該当の学級担任・該当の学年主任



○児童に対して緊急の全校集会を開き、状況説明及び水道水を飲まないよう話す（管理職）

○保護者宛に通知を作成し、水質に異常が生じたこと及び学校の対策などについて理解と協力を求める（管理職）

○緊急対策として、授業を中止し、全校児童を下校させることも考えられる（下図参照）

翌日からは、状況に応じ家庭から水筒を持参してもらい対応する。

○保健福祉事務所へ連絡（養護教諭）……………学校全体の様子、症状の程度、学校の対応

○教育委員会へ連絡（管理職）……………学校全体の様子、症状の程度、学校の対応

○水道課へ連絡（管理職）……………学校全体の様子、症状の程度、学校の対応

《授業変更（当日早帰り）をする場合》

管理職

家庭への通知書作成
児童館への連絡

教務主任

全家庭へメール送信

養護教諭

管内小中学校への情報提供
* 早帰りの時は児童館へ行かない

該当の学級担任

欠席児童への電話連絡
健康な児童への指導
（水道水を飲まない）

(7) 熱中症

————→ 指示、処置

- - - - -> 連絡

熱中症の疑い

軽度：めまい、立ちくらみ

汗が止まらない

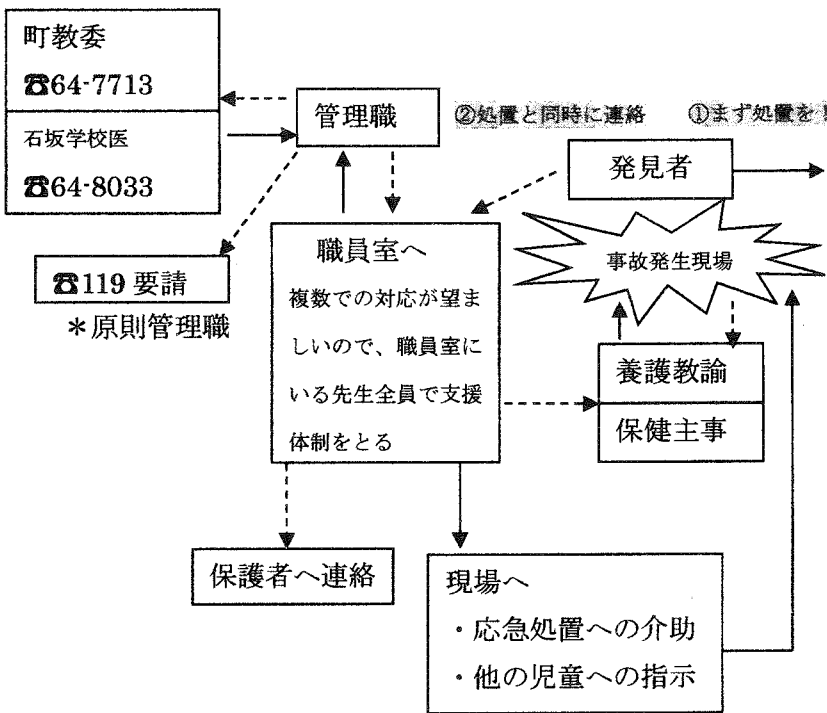
中等度：頭痛、吐き気、だるい

虚脱感

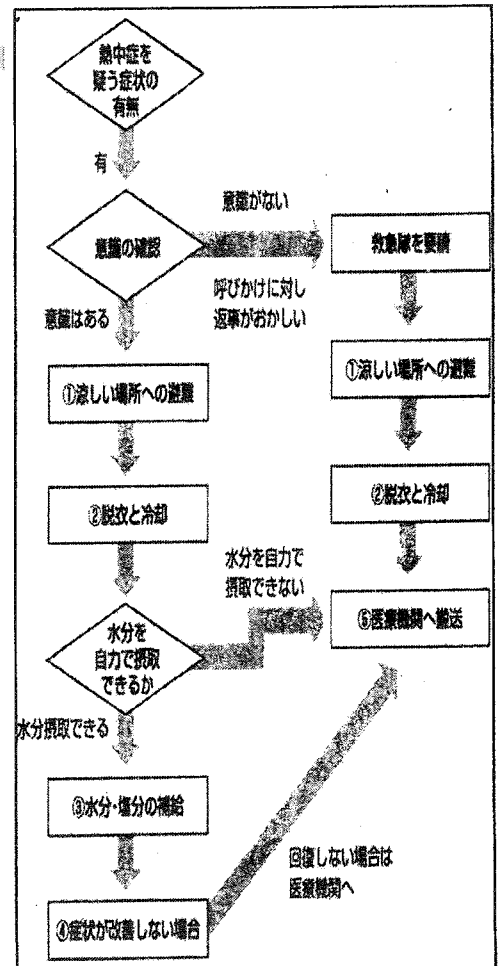
重症：意識なし、反応がおかしい

痙攣、真っすぐ歩けない

高体温



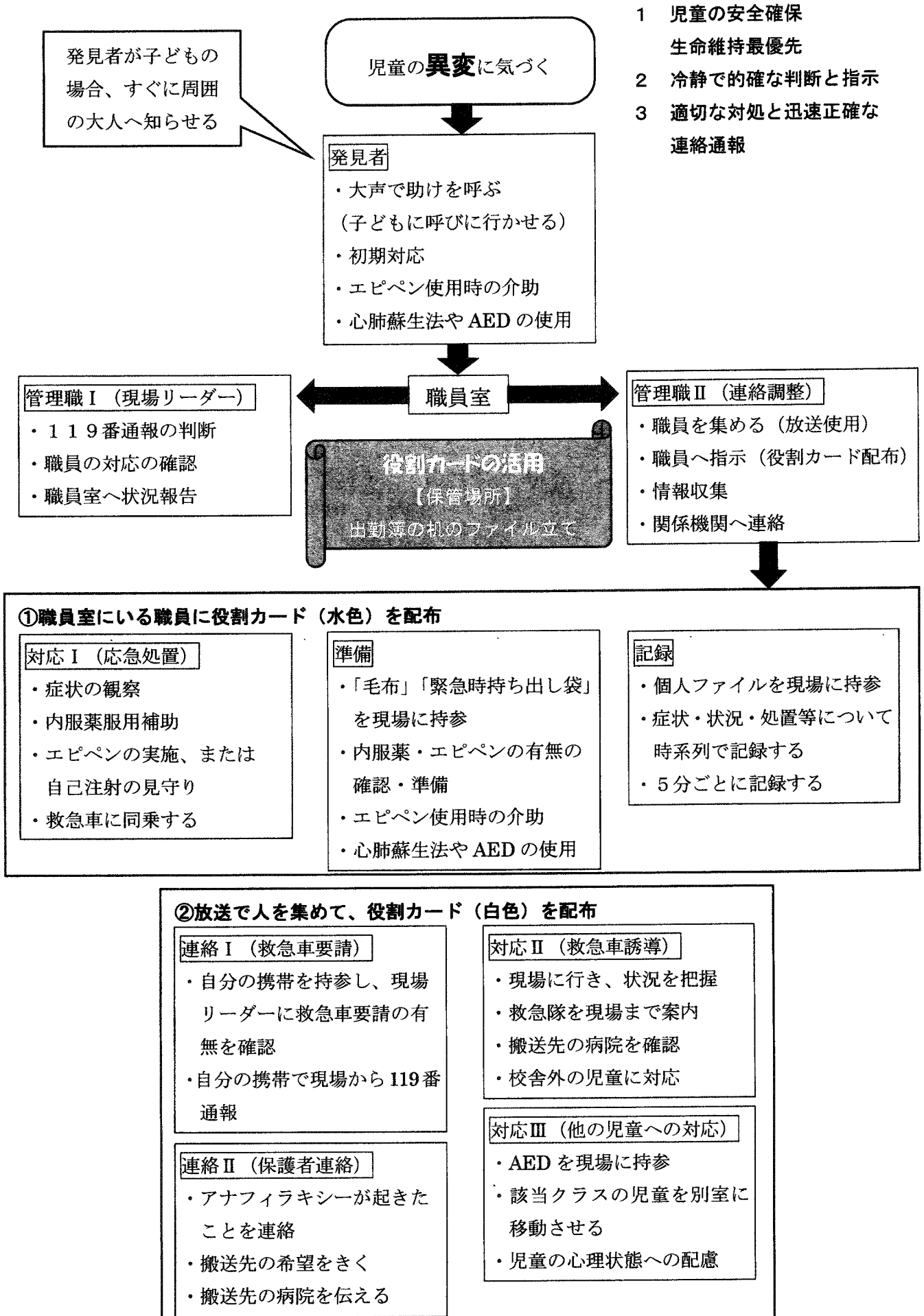
《応急処置の流れ》



熱中症対処グッズは、
保健室と体育館(用具室A)にあります。
ボカ/やOS-1は、冷蔵庫です。

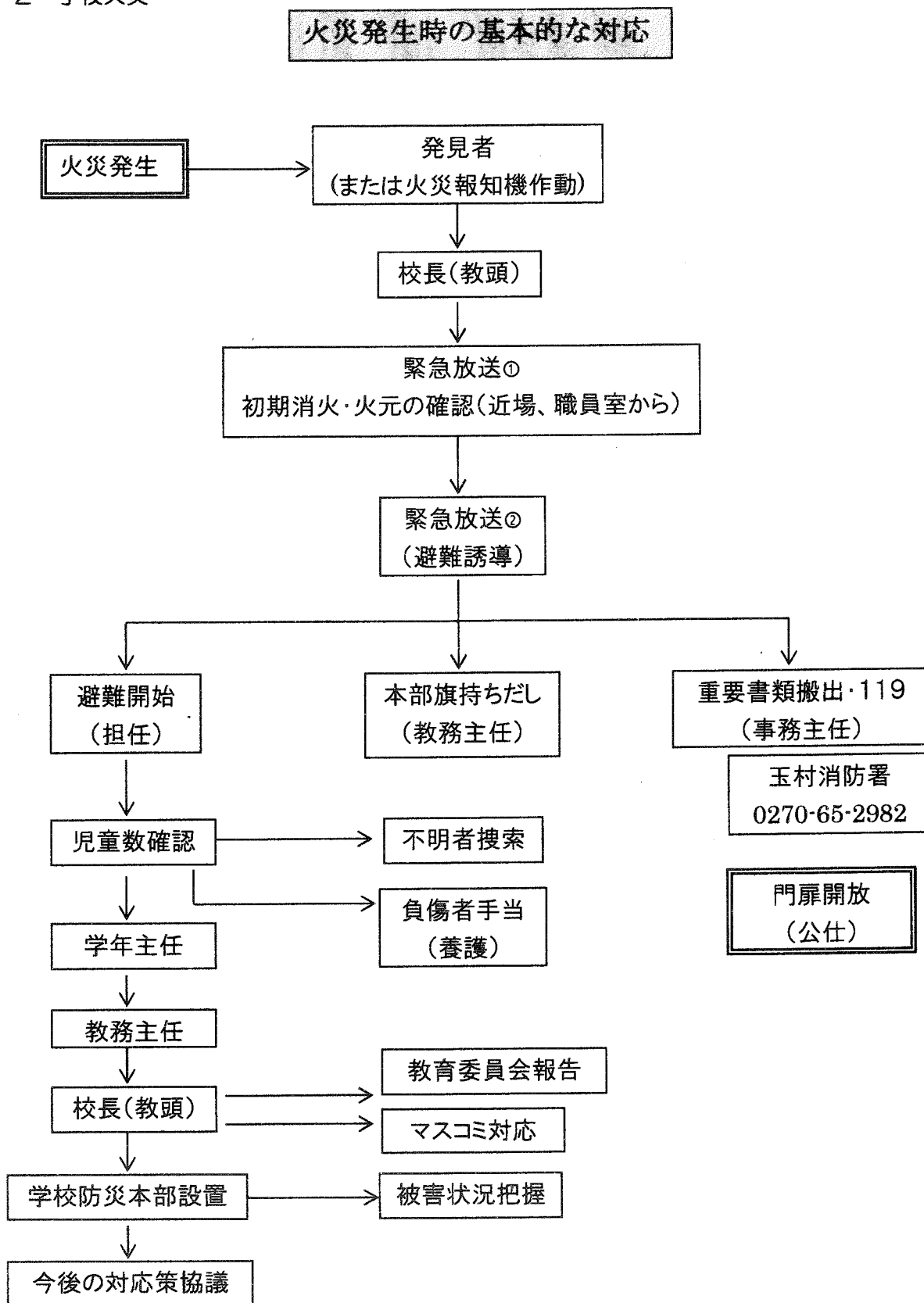


食物アレルギー発症時の緊急連絡体制・役割分担



- 1 児童の安全確保
生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速正確な連絡通報

2 学校火災



3 不審者侵入

(1) 学校における不審者への対応

- ・来校者には、必ず職員室に声をかけるように、掲示等で周知する。
- ・通用門は通常は、閉門しておく。
- ・防犯カメラで撮影・録画を行う。
- ・保護者・地域・関係機関との情報交換に努め、連携を図る。

① チェック 1 来校理由を聞く → 正当な理由有り → 職員室へ案内する。
 ↓
 正当な理由なし → 退去を求める → 退去した → 再来校の確認

↓
 退去しない

② チェック 2

↓
 危害の恐れ → なし → 退去を求める

↓
 あり

組織的対応 1

- 教職員への緊急連絡
- 暴力行為抑止と退去説得
- 110番通報
- 校長室へ案内・隔離
- 教委へ緊急連絡、支援要請

↓
 隔離できない

組織的対応 2

- 防御暴力の抑止と被害拡大の防止
- 移動阻止、避難誘導
- 全校への周知と子どもの把握
- 教職員の役割分担と連携
- 商工会議所と周辺の家との連携

・不審者が侵入したときの放送
 「〇年〇組 来客中です」
 ・連絡カードは、教室の出口へ
 (2つ)

③ チェック 3

↓
 応急手当て ← いる ← 負傷者の確認

〔 救急隊
 校医との連携 〕

↓
 事件・事故対策本部発動

- 情報の整理と提供
- 保護者等への説明
- 心のケア
- 教育再開への準備
- 再発防止対策実施
- 報告書の作成
- 災害共済給付請求

(2) 登下校時における不審者への対応

不審者情報・事件等緊急事態発生
学校への第一報

状況により、警察・、教育委員会・生活環境安全課等に通報及びPTAとの連携を図った防犯対策の強化

① チェック1 緊急対応が必要か → 必要ない

被害者等の安全確保		
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・110番通報（発見者等） ・他の学校への情報提供 ・子どもの安全確保・避難誘導 ・学校の緊急対応への支援 ○ 負傷者がいる場合 ・119番通報 ・救急車が到着するまでの大急手当の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・未通報の場合は、110番通報 ・近くの学校協力者等への支援要請 ・現場（含病院等）に急行し、情報収集と整理 ・教育委員会への第一報（教頭）と支援要請 ○負傷者がいる場合 ・未通報の場合は119番通報 ・負傷者の保護者への連絡

② チェック2 不審者が確保されているか → いる

いない

登下校の安全確保		
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急防犯パトロールの実施 ・保護者同伴による集団下校 ・学校緊急対応の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全連絡網およびお知らせ等による正確な情報の伝達 ・緊急防犯パトロールの実施 ・安全確保までの子どもの保護と保護者への引き渡し、集団下校、保護者の送迎の依頼 ・地域住民、保護者、ボランティア、警察教育委員会、町役場等への支援要請

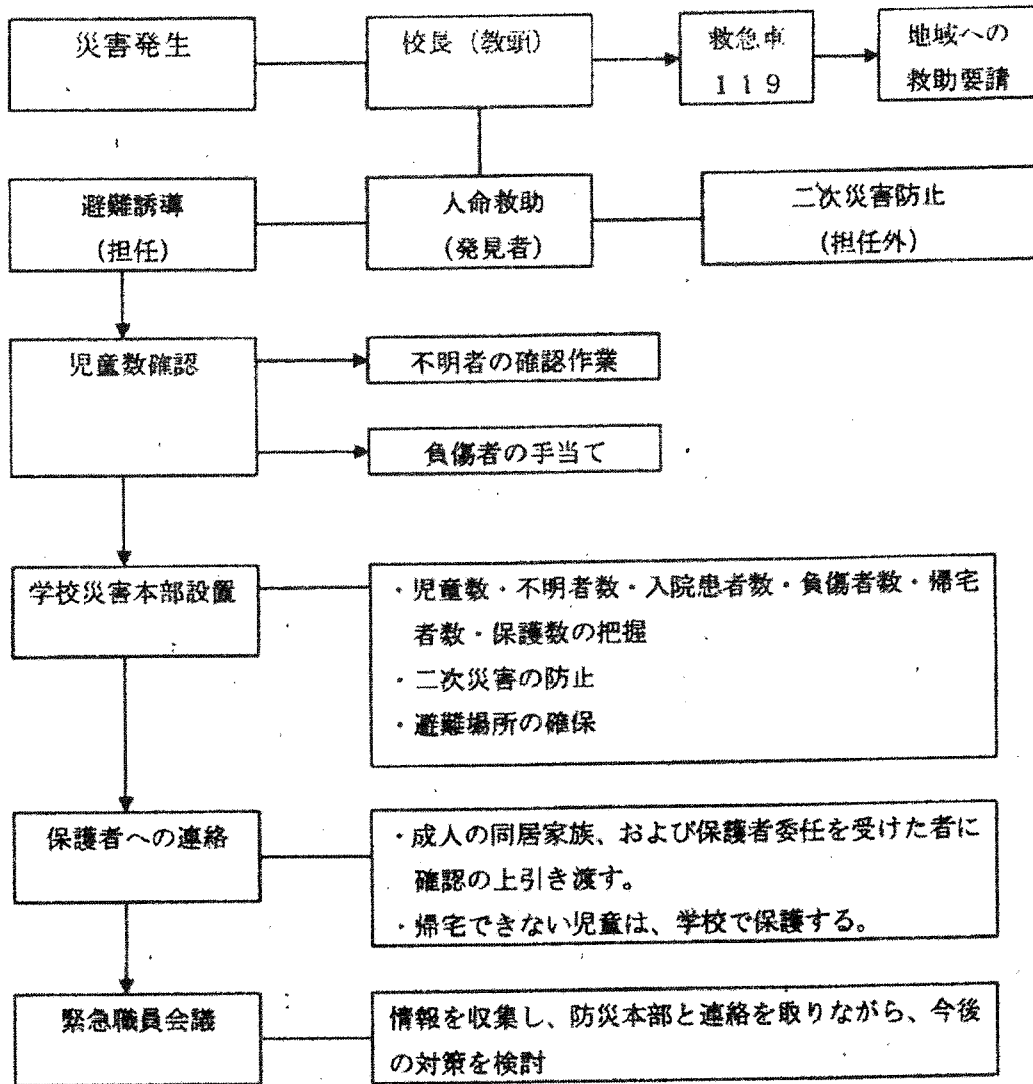
③ 事後の対応— 登下校時の安全対策の強化

事後の対応や措置		
地域や関係機関の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> （当該事例に合わせて対応） ・防犯パトロールの強化 ・保護者等により安全点検の強化 ・通学路の防犯施設・設備などの整備・充実 ・不審者情報等の情報ネットワークの整備・充実 ・学校の事後対応の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の整理と提供 ・保護者等への説明 ・学校評議員・区長・ボランティア等地域の代表者への説明 ・心のケア（関係機関との連携） ・再発防止対策実施 ・報告書の作成 ・災害共済給付請求

4 自然災害

(1) 台風・大水・大雪等

* 在校中に被災の場合



☆保護者への引き渡し、外部との対応などについては、次項(2)地震に準ずる。

(2) 地震

① 学校内での活動中

ア) 基本的な対応

事前にしておくべき事

- 危険を回避するにはどうするべきか、危機意識を持たせ、非常時の行動を指導しておく。[担任]
- 指導者の話を落ち着いて聞く姿勢を、普段から指導、訓練しておく。[担任]

地震発生

児童の安全確保

- 的確な指示（頭部の保護・机下への避難・机の脚をしっかり握る・その場を動かない等。配慮を要する児童への対応）[学級担任・各教科担当等]
- 火災等二次災害の防止 [校長・教頭・事務]
- 負傷者の確認・安全確保 [学級担任・各教科担当等]

校庭避難の決定と指示

- 避難経路および避難場所の安全確認 [安全部職員]
- 火災が発生した場合は、初期消火。[付近の職員]
延焼の可能性大。消防署に連絡。[教頭・事務職員]
- 全校避難指示 [校長 → 教頭 → 校内放送]
(校内放送設備が使えない場合 ハンドマイク等)
- 人員確認 [学級担任・各教科担当等]

校庭避難

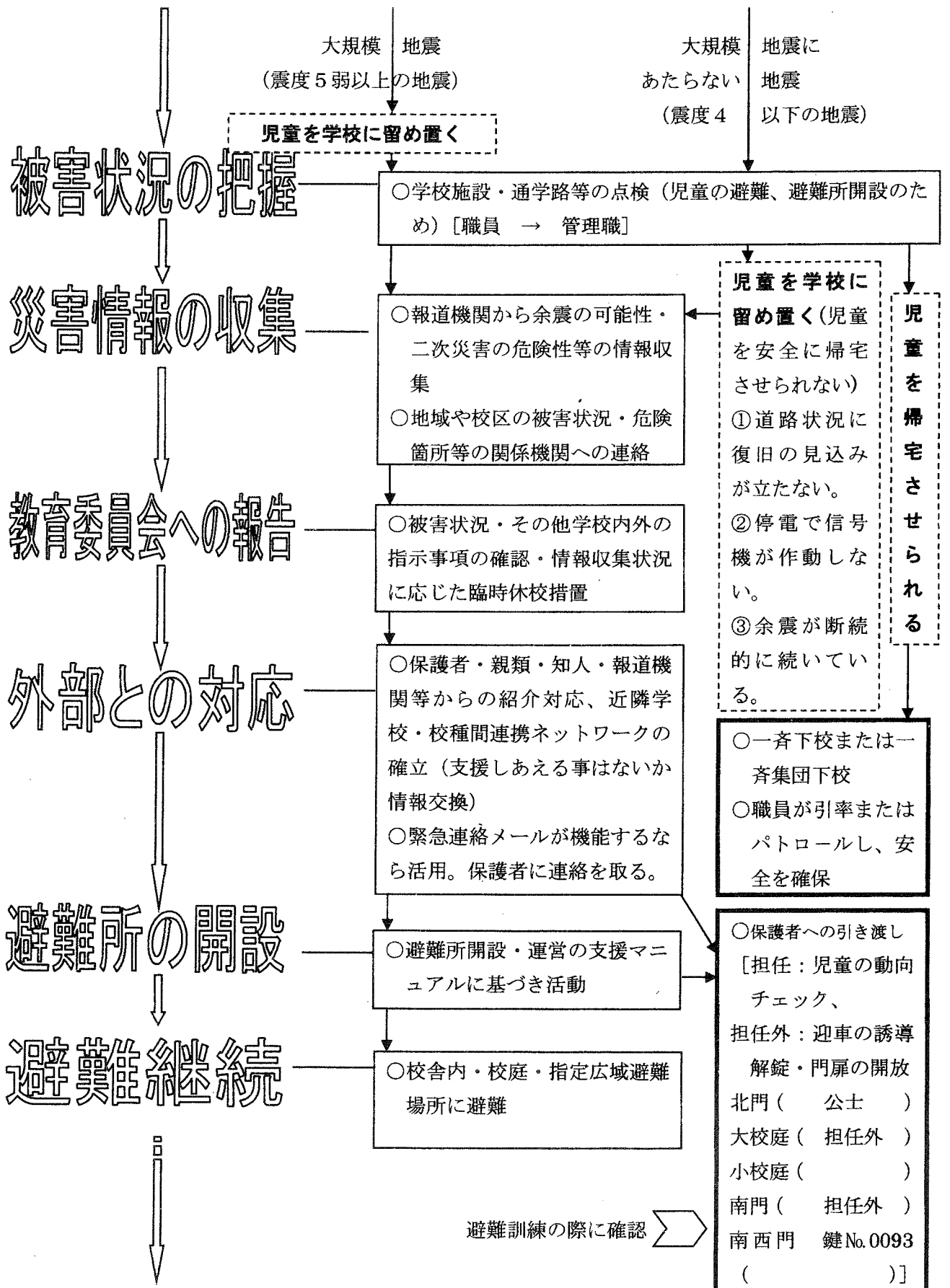
- 的確な指示（頭部の保護・「お・は・し・も」・配慮を要する児童への対応）[学級担任・各教科担当・教頭等]
- 教職員の連携（先導・後尾・残存児童確認・負傷者搬送・等）[学年主任・公使・養護教諭]
- 児童名簿・マニュアル・緊急連絡カード・児童引き渡し資料の携帯 [職員室在室の職員・・・出来る範囲で]

避難後の安全確保

- 人員の確認・安否の確認 [学級担任 → 学年主任 → 教務 → 教頭 → 校長]
- 負傷者の確認・応急処置・関係機関への連絡（関係機関一覧表）[養護教諭]
- 児童の不安への対処 [学級担任・養護教諭等]

防災対策本部の設置

- 教職員各自の役割確認・防災対策本部で対処について検討・校長の業務指示



☆保護者へ引き渡す場合

- ・迎いの車は、北門から侵入し、南門・南西門から退出。一方通行。
- ・原則として、大校庭で3～6年生、小校庭で1、2年生を引き渡す。兄弟姉妹が在学する場合はこの限りではない。
- ・児童または保護者が、各担任に報告してから帰る事を守る。事前にも指導し、現場でも放送し徹底する。

☆職員の自主参集について

玉村町教育委員会 方針

職員は、勤務時間に関わらず、次の基準により自主参集し、災害応急対策に当たる。

県南部に震度4，5弱の地震発生 初期動員（職員の10% 校長・教頭・教務）

県南部に震度5強の地震発生 1号動員（職員の25% 運営委員）

被害の状況に応じて 2号動員（職員の50% 可能な範囲で）

県南部に震度6弱以上の地震発生 3号動員（全職員）

イ) 被災状況ごとの対応

(a) 教職員と児童が一緒にいる場合

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○教職員の的確な指示により、安全確保（頭部の保護・窓や壁、戸棚から離れさせる）。	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。
特別教室	○火気使用中であれば、地震の揺れが収まってから消火する。 ○人員・負傷の有無確認、周囲の安全確認。	○作業、実験、火気使用等の途中であれば、消火、危険回避を指示する。
体育館	○余震や二次災害に備え、児童を落ち着かせる。 ○ゆれが収まったら、避難準備。	○照明器具の下や体育用具のそばを避け、中央に集合させ、体を低くするよう指示する。
校庭		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示する。
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。 ○避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）。

(b) 教職員と児童が**離れている**場合

場所	児童の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっとしている。 ○周囲の安全を確認し、落下物・倒壊物に気をつける。 ○ゆれが収まったら、教職員の指示（直接、または放送で）に従い、校庭に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校指示（ゆれが収まるまで、頭部を保護し、教職員の合図があるまで待機するよう指示する。） ○分散し、児童の安全確保・指示誘導する。 ○応急手当、不安の除去に努める。

☆平時から、児童の取るべき行動について事あるごとに指導し、危険回避能力が児童に十分備わるようにしていく。特に、(b)については、事前の学習が必要。

ウ) 被災場所・場面ごとの対応

授業中・・・普通教室

予想される状況	教職員の対応	児童の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○天井・壁が崩れたり、落ちたりする。 ロッカー・本棚などが転倒したり、中の荷物が飛び出す。 蛍光灯・時計・テレビ等が落ちる。 窓ガラスが割れたり、出入り口のドアが外れたり開かなくなったりする。 ○教職員自身が負傷し、動けなくなる。 	<p>ゆれている時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「机の下に潜れ。」 「机の脚を両手で持て。」 「ゆれている間は動くな。」 ○脱出口を1か所以上確保する。 <p>避難する時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「怪我人はいないか。」 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 「座布団や本等で、頭を守れ。」 「慌てないで非難するぞ。」 『お・は・し・も』だよ。」 ○避難経路の安全を確認し、児童に適切な経路を指示した上で先導する。近くの教職員と連携し、先頭と後尾、残存児童の確認をする。 	<p>ゆれている時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○机の下に潜って、机の脚を両手でしっかり持つ。 ○身を隠す所がない場合は、身近にある赤白帽子、本、鞆等で頭を覆い、低い姿勢を取る。 <p>避難する時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示に従い、避難する。「お・は・し・も」を、徹底させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・おさない ・はしらない ・しゃべらない ・もどらない ○本等で頭を覆いながら、上履きそのまま校庭に避難する。

職員室の教職員の対応

○ゆれを感じたら、教頭が緊急放送する。

「ゆれている間は、机の下などに隠れ、動かない。」

「ゆれが収まったので、先生の指示に従って、落ち着いて校庭に集合して下さい。」

「〇〇室で火災が発生しました。近くを避け、落ち着いて、校庭に避難して下さい。」 等

○校長は、**防災本部**の旗を持ち、いち早く避難場所に急行し、避難する児童を待つ。

○児童名簿・マニュアル・緊急連絡カード・児童引き渡し資料の携帯

【 職員室の先生（事務職員）が一括して持ち出す 】

○教頭、事務職員が、消防機関連絡する。

授業中・・・理科室・調理室・被服室

予想される状況	教職員の対応	児童の行動
<p>○教室の例に準じる。</p> <p>○戸棚の扉が破損し、中身が飛び出し、散乱する。</p> <p>○薬品がこぼれる。</p> <p>○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火。</p> <p>○熱湯や加熱中の器具が、転倒や落下する。</p> <p>○調理中のコンロから引火し、火災が発生。</p> <p>○熱した調理器具がコンロから落ちたり、沸騰した湯がこぼれたりして、火傷。</p> <p>○ミシンが落下し、打撲。</p> <p>○熱したアイロンが作業台から落下し、火傷。</p> <p>○数人がやけどを負ったり、火が広がったりして、女子が泣き出し、パニックに陥る。</p>	<p>ゆれている時</p> <p>☆教室での行動に準じるが、机の下に潜れない場合は、次のように指示する。</p> <p>○「その場にしゃがめ。」</p> <p>○「頭を守れ。」</p> <p>○「こぼれた薬品に近づくな。」</p> <p>○「火を消せ。」</p> <p>○「実験台から離れなさい。」</p> <p>○「包丁を流しに置け。」</p> <p>☆消火は、児童の安全を第一に。ゆれが収まってから消す。ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く。</p> <p>避難する時</p> <p>☆教室からの避難に準じる。</p> <p>☆ガラスの破片、刃物、熱い物に十分気をつけさせる。</p>	<p>ゆれている時</p> <p>○教室での例に準じる。または、その場にしゃがむ。</p> <p>○ノートや教科書などで、頭を守る。</p> <p>○ゆれている時も動ける場合には、火・刃物の危険から身を守るようにする。</p> <p>○動けない時は、ゆれが収まってから火を消し、ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く。</p> <p>避難する時</p> <p>☆教室からの避難に準じる。</p> <p>☆ガラスの破片、刃物、熱い物に十分気をつける。</p>

給食時

予想される状況	教職員の対応	児童の行動
<p>○食器の落下、おかずの入っている食管が倒れ、熱い食べ物が散乱する。</p> <p>○給食配膳時には、狭い場所（コンテナ室・階段の踊り場等）がパニックになる。</p>	<p>○危険回避について、明確に指示する。（熱い食管は、下に置かせる等）</p>	<p>○給食が配膳されていても、机下に潜って避難する。（汁物の熱で火傷をしても命に別状はないが、天井の落下等の危険は避けなければならない）</p>

授業中・・・体育館・校庭・プール

	予想される状況	教職員の対応	児童の行動
体育館	<p>○破損ガラスが飛散する。</p> <p>○照明器具・天井固定器具が落下する。</p>	<p>体育の授業中</p> <p>○「真ん中に行け。」</p> <p>○「しゃがめ。」</p> <p>○「頭の上に手を置け。」</p> <p>全校集会等</p> <p>○「その場にしゃがめ。」</p> <p>○「頭の上に手を置け。」</p>	<p>○中央に行き、頭を保護してしゃがむ。</p>
校庭	<p>○校庭に亀裂が入り、陥没する。</p> <p>○建物付近で、ガラスが飛散する。</p> <p>○バックネット・サッカーゴール・鉄棒の倒壊。</p>	<p>○「真ん中に行け。」</p> <p>○「しゃがめ。」</p>	<p>○ゆれが激しい場合、這ったり転がったりしながらでも建物から離れる。</p> <p>○伏せた状態で頭を手や衣服で守る。</p>
プール	<p>○水面が波立ち、プールサイドに亀裂が入る。</p>	<p>○「水から上がれ。」</p> <p>○「しゃがめ。」</p> <p>○ゆれが収まったら、衣類を持たせ、履物をはかせ、避難に備える。</p>	<p>○水から上がり、しゃがむ。</p> <p>○身を守る衣類、履物を持ち避難に備える。</p>

授業中・・・図書室・音楽室・PC室・保健室等

	予想される状況	教職員の対応	児童の行動
図書室	○本棚、書架類が相次いで倒れる。中身が飛び出す。	○「真ん中に行け。」 ○「しゃがめ。」 ○「本で頭を守れ。」	○近くにある本を持ち、部屋の中央に行き、頭を保護してしゃがむ。
音楽室	○グランドピアノが動いたり、足が折れたりする。 ○スピーカー・オーディオ・設備・楽器等が落下、転倒する。	○「真ん中に行け。」 ○「しゃがめ。」 ○「教科書で頭を守れ。」	○教科書を持ち、部屋の中央に行き、頭を保護してしゃがむ。
パソコン室	○モニターやパソコン本体が落下、転倒する。 ○暗幕を引いているため、パニック状態に陥りやすい。	○教室の例に準じる。	○教室の例に準じる。
図工室	○電動のこぎり、金づち等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○電気器具類を使用中は、特に怪我に注意させる。	○教室の例に準じる。
保健室	○薬品棚・書棚が転倒、中身が飛び出し、散乱する。 ○ガラスが割れ、飛散する。 ○冷蔵庫・測定器具類が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○ゆれが収まったら、ただちに児童の様子を確認する。	○教室の例に準じる。 ○ベッドにいる場合は、すぐにベッドの下に潜る。
地域交流ス	○棚が転倒、中身が飛び出し、散乱する。 ○ガラスが割れ、飛散する。	○「真ん中に行け。」 ○「しゃがめ。」 ○「本で頭を守れ。」	○近くにある物があればそれを持ち、部屋の中央に行き、頭を保護してしゃがむ。
プレイルーム	○天窓が割れ、落下する。 ○ガラスが割れ、飛散する。	○北（廊下側）へ行き、しゃがませる。 ○「頭の上に手を置け。」	○部屋の北側に行き、頭を保護してしゃがむ。 ○近くにある物があればそれを持ち、なければ手で頭を保護する。

休み時間等

	予想される状況	教職員の対応	児童の行動
教室	<p>○授業中の教室の例に準じる。</p> <p>○自由時間のため統率がとれず、自分勝手な行動による混乱が起こりやすい。</p> <p>○教職員が近くに居ない場合、不安や恐怖をより強く感じ、奇声を発したり、泣き叫んだりし、パニックを起こす。</p>	<p>○校内放送等で安全な避難場所、経路、方法を明確に指示する。</p> <p>○教職員はできるだけ速く指定の場所に急行し、校舎内の児童を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居合わせた場所から行きやすい場所へ行く。 ・その場合、一緒に避難した児童を、防災本部前にて学級ごとに整列させる。 	<p>○授業中の教室の例に準じる。</p> <p>○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い、落ち着いて行動する。</p>
廊下	<p>○廊下や児童玄関では、戸棚類・靴箱等が倒壊し中身が飛び出したり、掲示板・額縁・ガラスの破片等が落下し、散乱したりする。</p> <p>○戸や扉の開閉が困難になる。</p> <p>○防火扉が閉まってしまい、避難が困難になる。</p>	<p>○教職員はできるだけ速く指定の場所に急行し、校舎内の児童を把握する。</p> <p>○被害状況を見た上で、適切な避難経路を指示する。</p> <p>○「その場にしゃがめ。」</p> <p>○「頭を守れ。」</p>	<p>○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い、落ち着いて行動する。</p> <p>○鞆や本があれば、それで頭を保護する。なければ、手で守り、廊下の中央でしゃがむ。</p> <p>○余裕があれば、近くの教室へ入り、机下に潜る。</p>
階段	<p>○破損ガラス・天井・壁・蛍光灯等が落下する。</p> <p>○転倒した児童が将棋倒しになり、転落する。</p>	<p>○廊下に準じる。</p>	<p>○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い、落ち着いて行動する。</p> <p>○転落しないように手すりにつかまり、その場に伏せ頭を守る。</p>
トイレ	<p>○戸や扉の開閉が困難になる。</p> <p>○破損ガラス・天井・壁・蛍光灯等が落下する。</p>	<p>○廊下に準じる。</p>	<p>○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い、落ち着いて行動する。</p> <p>○トイレ使用中は、急いで戸を開け、落下物に注意してその場に動かずにいる。</p>
校庭	<p>○授業中の校庭に例に準じる。</p>	<p>○校内放送か職員室の教職員〔主として事務職員〕が校庭に出て、中央に児童を集める。</p> <p>○ゆれが収まったら、防災本部の旗の所に避難。整列させる。</p>	<p>○授業中の校庭に例に準じる。</p> <p>○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い、落ち着いて行動する。</p>

②学校外での活動中

ア) 基本的な対応

事前にしておくべき事

- 下見時の見学施設の把握・避難経路・避難場所の確認・施設管理者等との打ち合わせ。[担任]
- グループ活動中に被災した場合どうするか、事前に指導しておく。[担任]

地震発生

安全確保

- 正確な状況把握と的確な指示。[校長または教頭]
- 電車・バス等の乗車中は、係員の指示に従う。
- 児童の不安に対する対処。(状況説明・今後の対応等)[養護教諭・担任]

近くの避難所への避難

- 避難所・救護施設がない場合、地域や関係機関から情報を入手し、的確な対応を行う。[教頭・校長]
- 施設管理者の指示に従う。
- 関係機関（旅行会社等）と連携する。[学年主任]

避難後の安全確認

- 人員確認・負傷者の応急手当。[教頭・学年主任]
- 児童の不安に対する対処[養護教諭・担任]
- 海岸での津波・山中でのがけ崩れ・落石等に注意する。[教頭・学年主任]
- 地元公的機関への救護要請。[教頭・学年主任]

学校への連絡

- 学校への連絡・状況報告を行い、指示を受けて対応。(不通の場合、教育委員会へ報告)
- 学校から教育委員会へ報告。[校長・教頭]
- 学校から保護者へ連絡。[教頭・教務主任]
- 教育委員会から指示・地元公的機関へ救護要請。[校長・教頭]

避難後の対応決定

イ) 被災状況ごとの対応

(a) 教職員と児童が**一緒**にいる場合

場所	児童の行動 共通事項	教職員の対応
施設・建物 内	○教職員から離れず、集団で行動する。 ○教職員の的確な指示により、安全確保。(頭部の保護・窓や壁、戸棚から離れさせる。体を低くする。屋外に出たら、戻らない。)	○机・ベッド等の下にもぐらせ、脚を両手でしっかり持つよう指示する。
交通機関	○倒壊・火災現場・照明器具の下から離れ、広い場所へ避難。 ○人員・負傷の有無確認、周囲の安全確認。	○公共交通機関乗車中は、乗務員の指示に従う。 ○交通機関がマヒした場合、他の移動方法(徒歩等)をとる。
道路上	○余震や二次災害に備え、気持ちを落ち着かせる。 ○ゆれが収まったら、避難準備。	○建物から離れ、集合させ、体を低くするよう指示する。
海岸付近		○素早く高台へ避難させる。

(b) 教職員と児童が**離れている**場合

場所	児童の行動 共通事項	教職員の対応
施設・建物 内	○班長の指示で、協力。 ○安全確保。(頭部の保護・窓や壁、戸棚から離れさせる。体を低くする。屋外に出たら、戻らない。)	○机・ベッド等の下にもぐらせ、脚を両手でしっかり持つよう指示する。
交通機関	○倒壊・火災現場・照明器具の下から離れ、広い場所へ避難。 ○人員・負傷の有無確認、周囲の安全確認。教職員へ報告。 ○余震や二次災害に備え、気持ちを落ち着かせる。	○公共交通機関乗車中は、乗務員の指示に従う。 ○交通機関がマヒした場合、他の移動方法(徒歩等)をとる。
道路上	○ゆれが収まったら、避難準備。	○建物から離れ、集合させ、体を低くするよう指示する。
海岸付近		○素早く高台へ避難させる。

☆事前に、観光社を通じて次のことを確認。下見時に、現地で再度確認。当日も再々度、確認する。

- ・危険箇所
- ・避難場所
- ・避難路の確認と確保

☆事前に、児童への指導を十分に行う。

- ・(班行動時を含め) 緊急避難場所の児童への徹底、地図の配布。
 ・・・・チェックポイント・大人に近い所・公衆電話へ向かう。
 職員の携帯電話番号、学校の電話番号を教えておく。

- ・交通機関がマヒした場合、他の移動方法(徒歩等)をとる。

☆臨海学校実施中については、「臨海学校危機管理マニュアル」に従う。

③登下校時

ア) 基本的な対応

事前にしておくべき事

- 危険を回避するにはどうするべきか、危機意識を持たせ、非常時の行動を指導する。[担任]
- 原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校か近い方に向かう様、指導する。[担任]
- 通学路を実地調査し、危険箇所・避難方法等の対策を立て、指導する。[PTA・管理職・担任]
- 各家庭の避難場所・避難経路・緊急時の連絡先を予め調べておく。[担任]

地震発生

児童…安全確保

- 頭を保護し、身を低くする。
- 車道に出ない。
- 建物・ブロック塀・窓ガラスから離れる。

教職員…安否確認

- 校内残留児童の安否確認
- 通学路・避難場所の児童の安否確認
- 緊急連絡カード持参**

近くの避難場所へ移動

- ゆれが収まったら、避難する。
- 避難が困難な場合、職員・保護者・地域の人があるまでその場で待機。

自宅確認 校内巡視 通学路巡視

- 保護者・地域と連携し、児童の所在を確認する。

自宅 学校

児童保護

- 家庭への引き渡し。
- 家族不在時は、学校で保護。

避難後の対応決定

イ) 被災場所・場面ごとの対応

予想される状況	教職員の対応	児童の行動
<p>○強いゆれのため、立っていることも歩くこともできない。(約1分程度)</p> <p>○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる。</p> <p>○瓦・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散したりする。</p> <p>○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。</p> <p>○液状化した場所では、泥水や砂の噴出・埋設物の浮き上がり・建造物の傾斜・道路の陥没が起こる。</p> <p>○道路が地割れを起こしたり、プロパンガスからガス漏れする。</p> <p>○大人が不在の場合、児童はどうしてよいか迷い、デマ等に惑わされ、危険な行動に走る。</p>	<p>○できるだけ速やかに児童の安否確認を行い、必要に応じて家庭と連絡を取る。</p>	<p>○ゆれている時は、ランドセル等で頭を保護し、しゃがむ。</p> <p>○動くことが可能であれば、狭い路地は避け、樹木の下、家屋が密集している所では落下物に気をつけ、安全なところへ避難する。</p> <p>○事前に家族と相談し、避難する場所を決めておく。</p> <p>○ブロック塀・川岸・崖下・橋の上・火災現場から離れる。</p> <p>○ゆれが収まったら、状況に応じて自宅か学校、近い方(または、安全な方)へ向かう。判断に迷ったら、学校へ向かう。</p>

災害時（地震や雷雨など）の児童の帰宅について

地震の場合

机の下などで身の安全を確保する。
放送をよく聞き、避難が必要な場合は、落ち着いて避難する。

震度5弱以上
被害の規模や天気によって
小校庭か体育館で待機
(緊急連絡メール)

各担任が引き渡し
(兄弟は最下学年の弟妹のクラスへ移動)
保護者の迎えは原則徒歩
車の場合は
北門→大校庭→正門の
一方通行で職員が誘導

迎えが来ない子は
職員と待機し保護者にも
電話連絡をする

震度4以下
地震がおさまるまで待ち、
規模や時間帯によって
管理職と早帰りが判断
(緊急連絡メール)

帰宅させる場合は
全校一斉下校で教師が引率
(迎えに来た方には引き渡しをする)

- 1 年生 + 教務 + 玉プラ…板井方面
 - 2 年生…旧354号線の南東方面
 - 3 年生…上新田方面
 - 4 年生…斎田方面
 - 5 年生…旧354号線の南西方面
 - 6 年生…角田病院方面
- 音楽、英語専科…スマイル(学童)

雷雨(ゲリラ豪雨)の場合

雷注意報や雨雲レーダーの情報を確認する。
児童の帰宅直前の場合、情報が集まるまで「教室待機」を放送する。

小康状態になるまで教室で待機(緊急連絡メール)
学童の児童は、規模によって、学校内から移動する。

・小康状態になったら放送で注意を促し、
全校一斉に帰宅させる。(兄弟は弟妹を迎えに行く)
※必要に応じて、周囲をパトロールする。

★雨が続く予報で帰宅が困難な場合
各担任が教室で引き渡し(兄弟は最下学年の弟妹のクラスへ移動)
車の場合は

北門→小校庭(大校庭)→南西門(正門)の
一方通行で職員が誘導

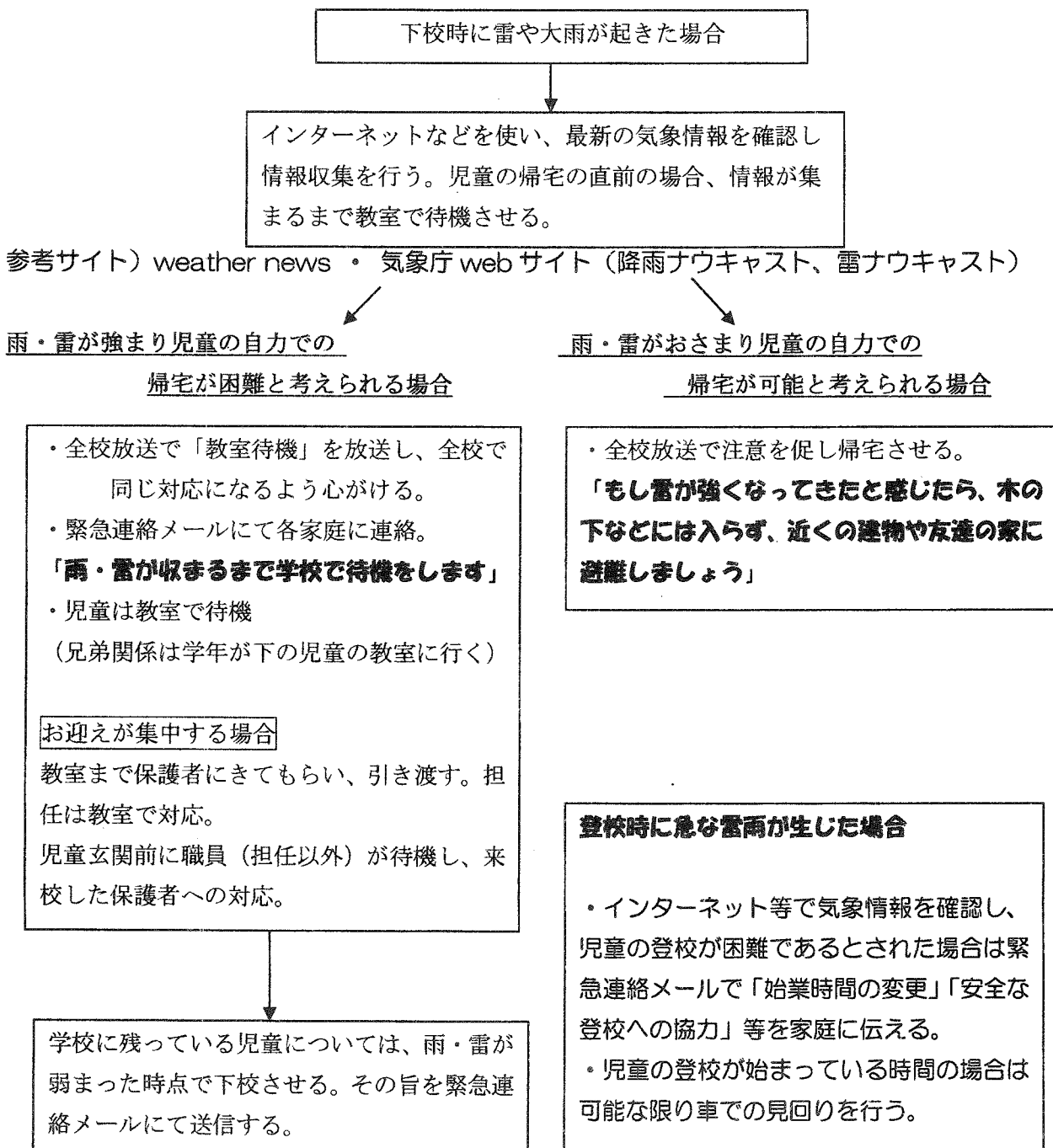
学校に残っている児童については、
雨が弱まり、雷がおさまった時点で下校(その旨を緊急連絡メールにて送信する。)

雨、雷がおさまらず、下校時刻が遅くなってしまふときは、
残っている児童の家庭に電話をし、迎えが来るまで教室で待機させる。

(3) 風水被害

①（大雨）②（竜巻）ともに、積乱雲がもたらす現象であり、短時間（30分～1時間）で弱まる場合が多いことを鑑みてそれぞれの場合に対処することが望まれる。

①下校時に、急な大雨（ゲリラ豪雨）が起きた場合



*すでに児童の下校が始まっている場合は、学校に残っている児童を対象とし、下校してしまった児童もいることを緊急連絡メールで伝える。

②竜巻の発生（発生が心配される）の場合

竜巻発生の注意事項

- ・真黒い雲が近付き、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が鳴り、雷光が見える
- ・冷たい風が急に吹く
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

注意事項が該当したら、気象庁ウェブサイト「竜巻発生確度ナウキャスト」で情報収集を検討。
インターネットでの検索は「ナウキャスト」で。

竜巻発生時の特徴

- ・真っ黒い雲の底が「ろうと」状に垂れ下がる
- ・物やゴミなどが巻き上げられ、飛んでいる
- ・“ゴー”という音がある
- ・（気圧の急激な変化により）耳に異常を感じる。

気象庁ウェブサイト「竜巻発生確度ナウキャスト」で素早く情報収集をする。
インターネットでの検索は「ナウキャスト」で。

学校付近で竜巻の発生が確認された場合は次の①～③の対処を行う。

①放送を使い、竜巻の発生を知らせ、身を守る体制を作る。

全校放送で竜巻の発生を知らせる。
屋外にいる児童は、屋内に避難させる。

「玉村小学校の近くで竜巻が発生しました。」

「外にいる児童は、急いで校舎内に入り、一番近い教室に
避難してください。」

*体育館はあまり望ましくないが、時間がない場合は屋外よりも被害が少ないと考えられる。

②教室等の環境を整え、竜巻の通過に備える。（職員室・特別教室も同様）

＜担任もしくは教室にいる教員＞

放送に従って、児童に指示を出す。指示がなかった場合は可能な限り次の処置をとる。

- ・窓とカーテンを閉める。（最優先）
- ・近くにある首や頭を守れるものを準備させる。
（例：体育着入れ・ランドセル・手提げなど）
- ・教室の中心部に机と児童を集め、隠れる。
（中心部に集まるのが難しい場合、出来る限り部屋
の隅・ドアや窓から離れた位置に児童を集める）

＜管理職もしくは職員室にいる教員（担任外）＞

全校放送を使い教員・児童に次の指示を出来る限り出す。

- ・「教室や廊下の窓とカーテンを閉め、窓から離れてください」（最優先）
- ・「ランドセルや手提げ、体育着入れなど頭や首を守れるものがあれば準備してください」
- ・「教室の中心部に机を集め、下に隠れてください」

*竜巻の到着まで多少の時間がある場合、2Fにいる児童は、頭や首を守れるものを持ち1Fに避難。

③竜巻が通過したことを確認

強い風の音や、外で物が飛ばされる音が弱まってきたら状況確認を行う。

<担任もしくは教室にいる教員>

放送に従って、児童に指示を出す。ただし、放送器具の破損も考えられるため、指示がなかった場合は可能な限り次の処置をとる。

- ・見える限りで屋外の状況を確認する。
- ・窓や天井などに大きな被害がない場合は、その場で待機。被害が大きい場合は、そうでない場所への避難。

<管理職もしくは職員室にいる教員（担任外）>

全校放送を使い教員・児童に指示を出す。放送機器が破損している場合はハンドマイクなどを使用。また、PC や携帯電話、目視（可能な限り）によって状況把握。

- ・**「竜巻は通過しました。安全確認がとれるまで教室で待機してください。」**
- ・**「被害が多い教室は割れたガラスなどに気をつけ頭や首を守る物を持ち、安全な教室に避難してください。」**

弾道ミサイル発射時の行動について

弾道ミサイルはとても短い時間で着弾します。発射の知らせを受けたら、速やかに安全のための行動をとりましょう。

学校にいるとき (児童の動き)

緊急校内放送
(ミサイル発射の連絡をします。)

教室にいたら

校庭・体育館にいたら

すぐに教室にもどりましょう。

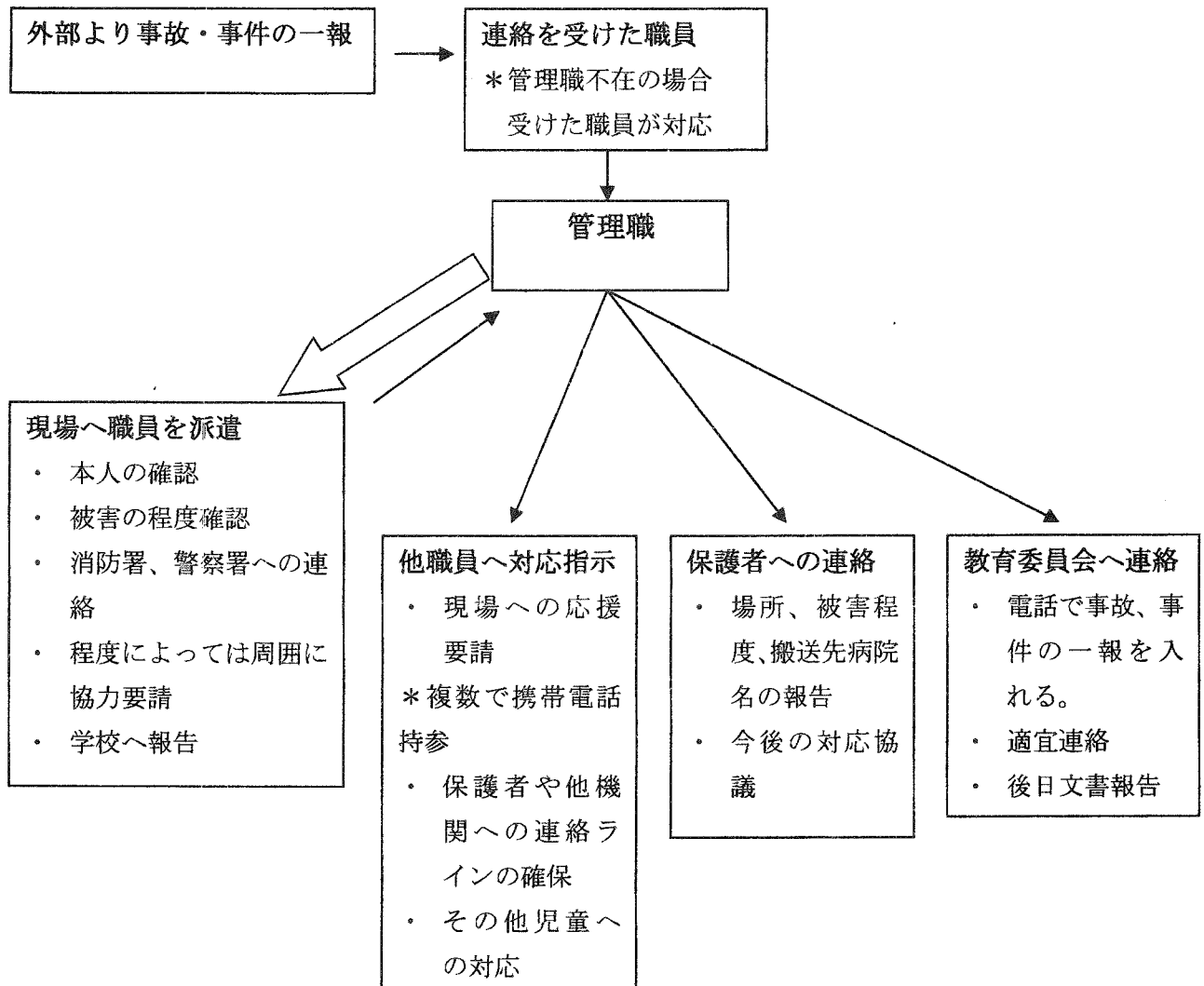
- 窓とカーテンを閉めましょう。
- 窓からなるべく離れ、机の下に身をかくしましょう。
- 赤白ぼうしなどをかぶって、頭を守りましょう。

登下校中のとき

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難しましょう。
- 近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守りましょう。

5 社会的災害

(1) 交通事故・誘拐・痴漢等



重大事故・事件の場合

〈対策本部設置〉

- ・ 今後の対応を協議し、必要に応じてPTA本部にも連絡する。
- ・ 外部機関や報道機関への対応は管理職のみとする。

〈保護者への対応〉

- ・ 該当保護者には連絡を密にしながら誠意を持って対応する。
- ・ 地域や家庭への影響が大きいと思われる場合には、教育委員会と連絡を取りながら必要に応じて保護者説明会を実施する。

〈全校児童への対応〉

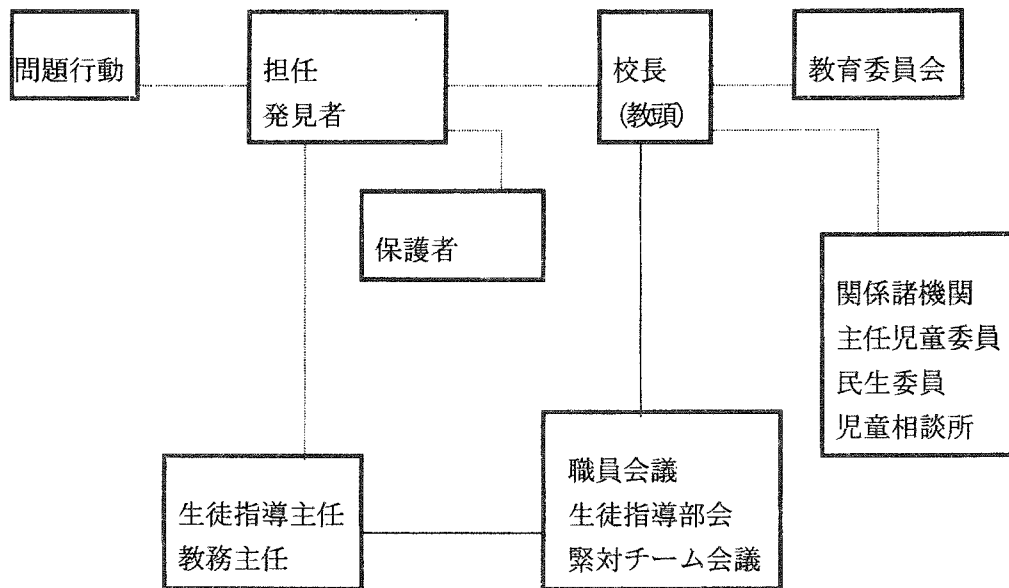
- ・ 情報提供の度合いを考慮しながら、必要に応じて学級や学年で伝えたり、全校集会を開いて

事故・事件後の本人への対応

- ・ 保護者と連絡を取りながら、面会したり電話をしたりして、身体面・精神面のケアを行う。

6 問題行動

(1) 不登校・いじめ・盗み等



不登校

- ・担任による家庭訪問を計画的に行う。
- ・教育相談担当や養護教諭による面接・相談を行う。
- ・必要に応じて校長（教頭）と保護者の面接・相談を行う。
- ・関係機関（適応指導教室）との連携をとる。

いじめ

- ・全職員が実態について正確に把握して、共通理解を図る。
- ・全教師が対応の仕方について共通理解し、温かい指導を心がけ被害児童を精神面で支援していく。
- ・日常的に子どもに寄り添った教育活動を心がけ、問題の早期発見・解決に努める。
- ・必要に応じて関係諸機関との連携をとる。

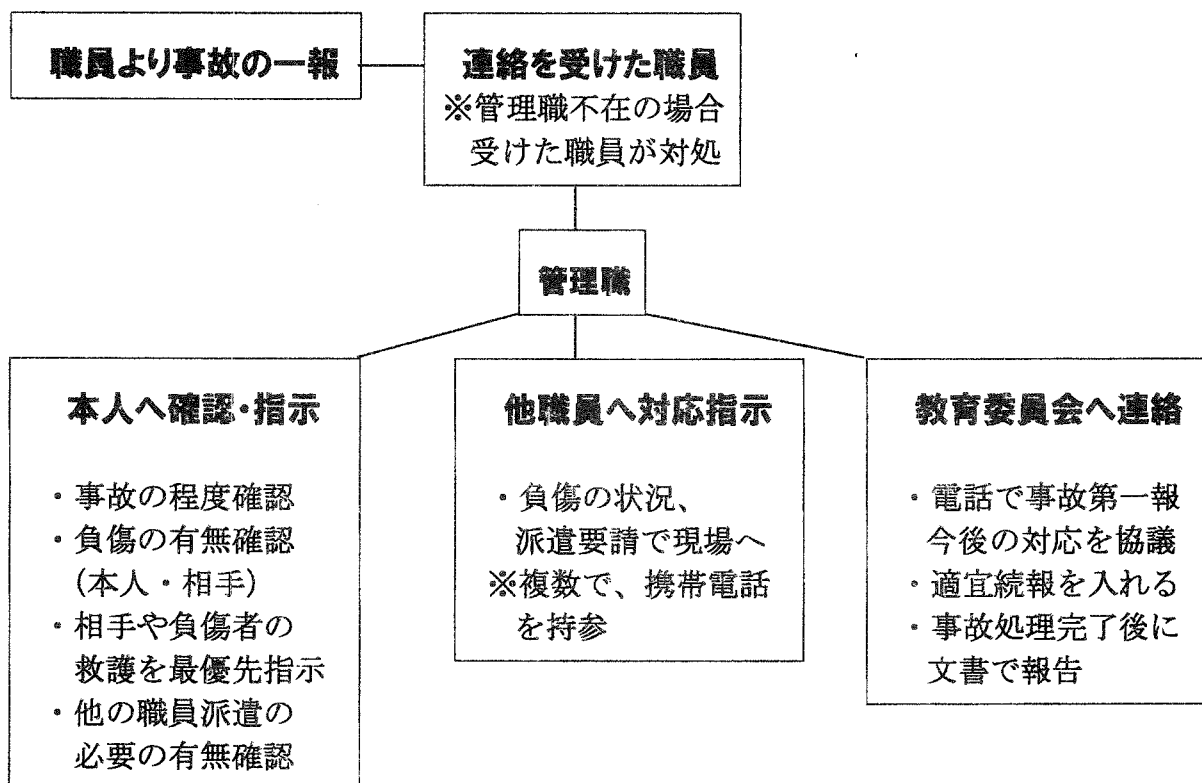
盗み

- ・事実を正確に適切に把握する。
- ・子どもの発達段階に即して、背景・原因動機等について個別に面接して把握し、指導する。
- ・指導後も経過観察を行い、様子を見守る。
- ・必要に応じて関係機関との連携をとる。

*その他、学級が機能しない状態、暴力、喫煙等、必要に応じて、適宜生徒指導緊急会議を招集し、問題行動の早期発見につとめる

7 教職員に関わるもの

(1) 交通事故



重大事故(人命に関わる事故・飲酒運転による事故)の場合

<対応方針の決定>

事故の状況により、PTA本部役員への報告、児童への対応について協議する。

外部への対応の窓口は、管理職が担当し一本化する。

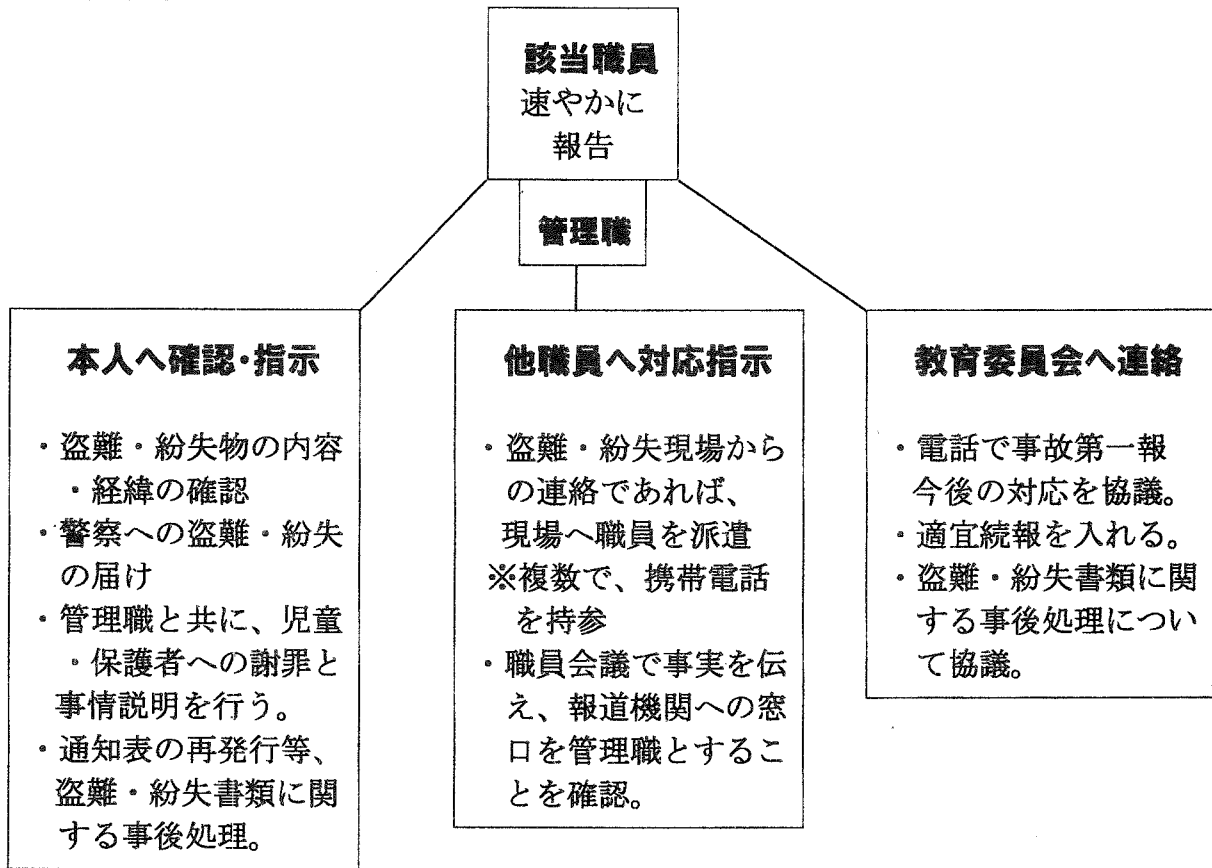
<保護者への対応>

事件の社会的影響が大きいと考える場合には、教育委員会と連絡を図り、保護者会の開催等により、事実及び今後の再発防止に向けた取組について、説明・謝罪等を行う。

事故後の本人への指導

- ・ 管理職から当該教職員へ、事後処理について、相手への謝罪、見舞い等、誠意ある対応を行うよう指導する。
- ・ 教育公務員としての自覚と服務規律を遵守するよう指導する。

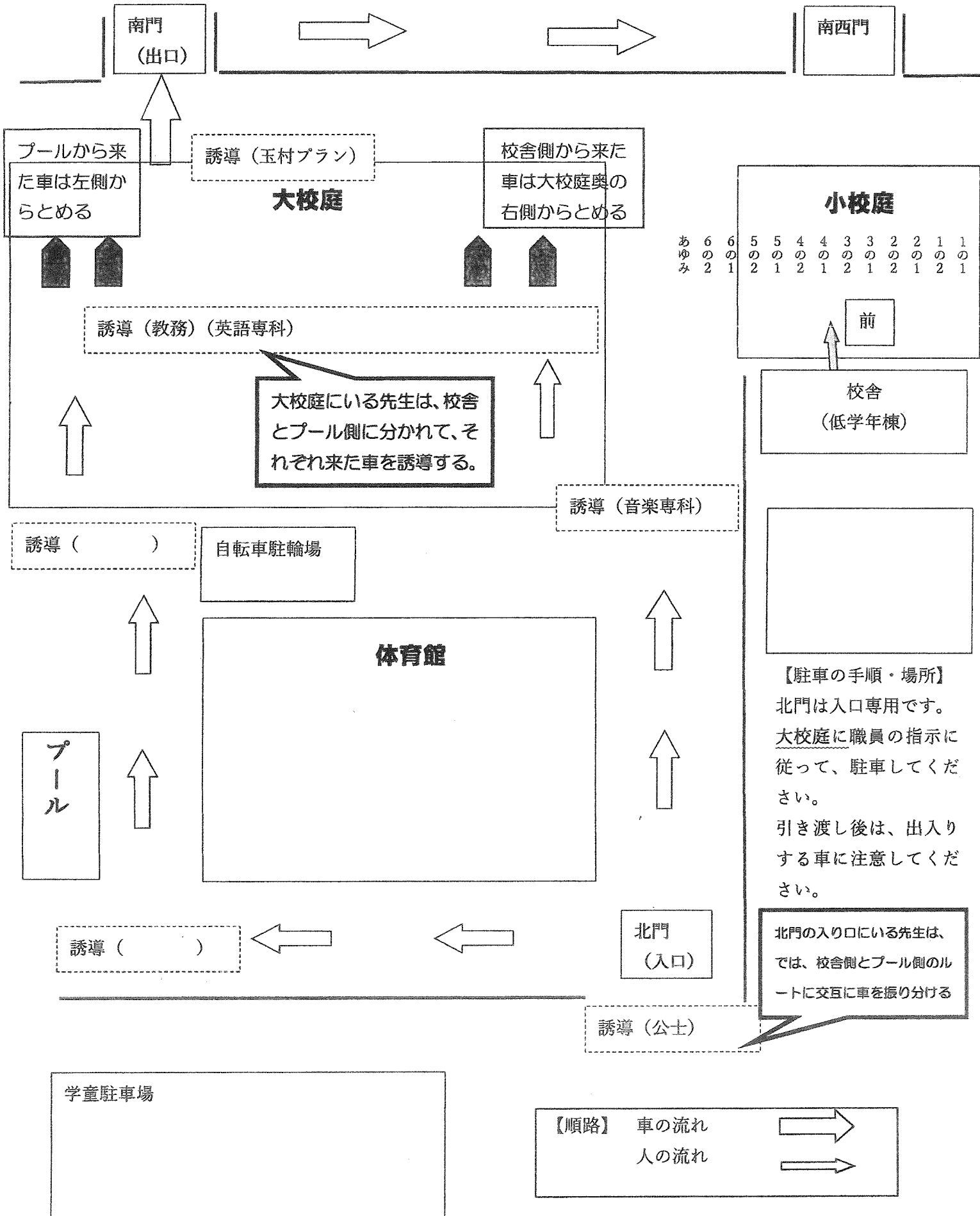
(2) 情報漏洩



盗難・紛失後の本人及び教職員への指導

- 管理職から教育公務員としての自覚と服務規律を遵守するよう指導する。

緊急時引き渡し訓練 駐車経路と駐車場所



【駐車の手順・場所】
北門は入口専用です。
大校庭に職員の指示に従って、駐車してください。
引き渡し後は、出入りする車に注意してください。

北門の入り口にいる先生は、では、校舎側とプール側のルートに交互に車を振り分ける